


消費者探偵 みなみ



メニュー

 学びたい項目を選択して下さい



契約
について学ぶ



クーリング・オフ
について学ぶ



クレジットカード
基礎編



クレジットカード
応用編

知識編では、4つの項目から学びたい項目を選び、クイズ形式で出される問いの回答を選択肢から選びます。選択肢ごとに説明があり、問ごとに解説がありますので、一つひとつ理解しながら進められます。



Q1 次のうち契約といえないものはどれでしょう？

A 友人に子猫を譲って欲しいとお願いする



B 電車に乗る



C 靴を買う



D 映画館で映画を見る



解説

次の問題

別の項目を選ぶ


答えと解説は次のページ

契約について学ぶ

Q1 次のうち契約といえないものはどれでしょう？

A 正解! 友人に子猫を譲って欲しいとお願いする

解説：
単に「申し込み」があるだけでは、契約になりません。
仮に、友人の「承諾」があれば契約となります。




次の問題 解説 別の項目を選ぶ

契約について学ぶ

Q1 次のうち契約といえないものはどれでしょう？

B 残念! 電車に乗る

解説：
乗車券を購入した時点で、乗客は「サービスを受ける権利」（電車で希望の駅まで運んでもらう）を得ます。



設問へ戻る 解説 次の問題 別の項目を選ぶ

契約について学ぶ

Q1 次のうち契約といえないものはどれでしょう？

D 残念! 映画館で映画を見る

解説：
映画館で映画鑑賞券を購入することにより、その映画を見ることが出来ます。




設問へ戻る 解説 次の問題 別の項目を選ぶ

契約について学ぶ

Q1 次のうち契約といえないものはどれでしょう？

C 残念! 靴を買う

解説：
売買契約です。法的な責任が生じます。消費者は代金を払う義務、事業者は靴をわたす義務を負います。



設問へ戻る 解説 次の問題 別の項目を選ぶ



Q1 次のうち契約といえないものはどれでしょう？

解説：

いろいろな商品を買ったり、サービスを利用するのも契約です。
私たちは毎日の生活の中で、いろいろな「契約」をしています。

契約は「法的な責任が生じる約束」ですので、お互いに守らなければなりません。
商品の売買契約の場合、事業者側には「代金を受け取る権利」と「客に商品を引き渡す義務」が発生し、消費者側は「商品を受け取る権利」と「代金を支払う義務」が発生します。



[設問へ戻る](#)

[次の問題](#)

[別の項目を選ぶ](#)



Q2 1,000円の本を買う場合、いつ契約が成立するでしょうか？

A 「この本をください。」とあなたが言ったとき



B 「かしこまりました。」とお店の人が言ったとき



C あなたが本の代金1,000円を支払ったとき



D あなたが本を受け取ったとき



解説

次の問題

別の項目を選ぶ


答えと解説は次のページ

契約について学ぶ

Q2 1,000円の本を買う場合、いつ契約が成立するでしょうか？

A 残念! 「この本をください。」とあなたが言ったとき

解説：
「この本をください」は「この本を1,000円で買います」という申込みの意思表示です。




説明へ戻る 解説 次の問題 別の項目を選ぶ

契約について学ぶ

Q2 1,000円の本を買う場合、いつ契約が成立するでしょうか？

B 正解! 「かしこまりました。」とお店の人が言ったとき

解説：
「かしこまりました」は「この本を1000円で売ります」という承諾の意思表示です。
申込みの意思表示と承諾の表示の合致で契約は成立します。



次の問題 解説 別の項目を選ぶ

契約について学ぶ

Q2 1,000円の本を買う場合、いつ契約が成立するでしょうか？

C 残念! あなたが本の代金1,000円を支払ったとき

解説：
代金の支払いは消費者の「義務」です。




説明へ戻る 解説 次の問題 別の項目を選ぶ

契約について学ぶ

Q2 1,000円の本を買う場合、いつ契約が成立するでしょうか？

D 残念! あなたが本を受け取ったとき

解説：
本を受け取ることは消費者の「権利」です。



説明へ戻る 解説 次の問題 別の項目を選ぶ



Q2 1,000円の本を買う場合、いつ契約が成立するのでしょうか？

解説：

契約は「申込みの意思表示（これください）」と「承諾の意思表示（かしこまりました）」の合致で成立します。商品を受け取ったときでも、お金を支払ったときでもありません。当然口約束でも契約は成立してしまいます。あいまいな返事はしないよう注意しましょう。また、契約書に署名、押印するのは証拠を残すためですが、署名、押印は「その契約書の内容を守る」ということを意味しますので、しっかり内容を確認することが大切です。私たちは日常生活の中ではたくさんの契約行為をしています。契約は慎重にしなければなりません。



[設問へ戻る](#)

[次の問題](#)

[別の項目を選ぶ](#)



Q3 次のうち契約をやめることができないのはどれでしょう？

A 買った本のページが一部抜けていた



B お店で買った服がやっぱり気に入らない



C 未成年者が自分一人で契約した



D 訪問販売で健康食品を買ってしまった



解説

別の項目を選ぶ

答えと解説は次のページ

契約について学ぶ

Q3 次のうち契約をやめることができないのはどれでしょう？



A 残念! 買った本のページが一部抜けていた

解説:

買った商品に欠陥があった場合です。(買ったときはわからなかった) やめることができます。



設問へ戻る

解説

別の項目を選ぶ

契約について学ぶ

Q3 次のうち契約をやめることができないのはどれでしょう？



B 正解! お店で買った服がやっぱり気に入らない

解説:

自分からお店に出向いて買ったので、自分の都合でやめることはできません。
返品・交換はお店のサービスです。



解説

別の項目を選ぶ

契約について学ぶ

Q3 次のうち契約をやめることができないのはどれでしょう？



C 残念! 未成年者が自分一人で契約した

解説:

未成年者が単独で結んだ契約は取り消す(取り消すまで契約は有効) ことができます。



設問へ戻る

解説

別の項目を選ぶ

契約について学ぶ

Q3 次のうち契約をやめることができないのはどれでしょう？



D 残念! 訪問販売で健康食品を買ってしまった

解説:

突然家に来た販売業者に勧められ買った場合は、やめること(クーリング・オフ) ことができます。



設問へ戻る

解説

別の項目を選ぶ



Q3 次のうち契約をやめることができないのはどれでしょう？

解説：

いったん結んだ契約は、特別な場合を除き、一方的にやめたりその内容を変更したりすることはできません。契約がやめられるのは

①未成年者による契約（20歳とウソをつく、結婚してるなど、できない場合もあります。）②詐欺や強迫によって結んだ契約③契約を守らない④当事者が話し合いやめることに合意した ⑤不当な勧誘行為による契約（消費者契約法）⑥クーリング・オフできる場合（特定商取引法）などです。



[設問へ戻る](#)

[別の項目を選ぶ](#)



Q1 クーリング・オフとはどういう意味でしょう？

A きれいにする



B 文句を言う



C 無視する



D 頭を冷やす



解説

次の問題

別の項目を選ぶ

答えと解説は次のページ

クーリング・オフについて学ぶ

Q1 クーリング・オフとはどういう意味でしょう？

A 残念! きれいにする

解説：
きれいにする=クリーニングの意味ではありません。



設問へ戻る 解説 次の問題 別の項目を選ぶ

クーリング・オフについて学ぶ

Q1 クーリング・オフとはどういう意味でしょう？

B 残念! 文句を言う

解説：
文句を言う=クレームの意味ではありません。



設問へ戻る 解説 次の問題 別の項目を選ぶ

クーリング・オフについて学ぶ

Q1 クーリング・オフとはどういう意味でしょう？

C 残念! 無視する

解説：
無視することはではありません。



設問へ戻る 解説 次の問題 別の項目を選ぶ

クーリング・オフについて学ぶ

Q1 クーリング・オフとはどういう意味でしょう？

D 正解! 頭を冷やす

解説：
頭を冷やす=クール(cooling-off)です。
冷静になって考えると言う意味です。



次の問題 解説 別の項目を選ぶ



Q1 クーリング・オフとはどういう意味でしょう？

解説：

クーリング・オフとは、「頭を冷やす」という意味で、一定期間内であれば消費者から一方的に無条件で契約を解除できる制度のことです。訪問販売や電話勧誘販売などで突然勧誘をされ、冷静な判断ができない状態での契約や、連鎖販売取引（マルチ商法）などのもうけ話を慎重に検討しないで契約した場合に落ち着いて考え直す機会を与えようというものです。クーリング・オフできる取引は法律、約款などに定められたものに限ります。



[設問へ戻る](#)

[次の問題](#)

[別の項目を選ぶ](#)



Q2 次のうち、クーリング・オフできるのはどれでしょう？

A 訪問販売で突然勧誘されて、契約した羽毛布団



B 通信販売で買ったバッグ



C 訪問販売で買い、使った化粧品



D 街頭で勧められ、2,980円の現金払いで買った商品



解説

次の問題

別の項目を選ぶ


答えと解説は次のページ

クーリング・オフについて学ぶ

Q2 次のうち、クーリング・オフできるのはどれでしょう？

A 正解! 訪問販売で突然勧誘されて、契約した羽毛布団

解説：
不意打ち性のある勧誘で、冷静に検討しないで契約をしてしまった場合は、クーリング・オフができます。



次の問題 解説 別の項目を選ぶ

クーリング・オフについて学ぶ

Q2 次のうち、クーリング・オフできるのはどれでしょう？

B 残念! 通信販売で買ったバッグ

解説：
通信販売は、自分から申込み契約するので、クーリング・オフできませんが、返品特約が設けられています。




説明へ戻る 解説 次の問題 別の項目を選ぶ

クーリング・オフについて学ぶ

Q2 次のうち、クーリング・オフできるのはどれでしょう？

C 残念! 訪問販売で買い、使った化粧品

解説：
政令で指定された消耗品（健康食品、化粧品など8品目）を使用した場合は、クーリング・オフできません。




説明へ戻る 解説 次の問題 別の項目を選ぶ

クーリング・オフについて学ぶ

Q2 次のうち、クーリング・オフできるのはどれでしょう？

D 残念! 街頭で勧められ、2,980円の現金払いで買った商品

解説：
3,000円未満の現金取引はクーリング・オフできません。



説明へ戻る 解説 次の問題 別の項目を選ぶ



クーリング・オフについて学ぶ



Q2 次のうち、クーリング・オフできるのはどれでしょう？

解説：

クーリング・オフ期間は、訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供（エステ、語学教室など）、訪問購入は、契約書を受け取った日を含めて「8日間」、連鎖販売取引（マルチ商法）、業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法）は「20日」です。ただし、クーリング・オフできないものもあるので注意が必要です。また、「クーリング・オフ妨害」があった、書面を受け取っていない、受け取っていても不備がある場合は、期間が過ぎていてもクーリング・オフができる場合があります。すぐに、消費生活センターに相談しましょう。



[設問へ戻る](#)

[次の問題](#)

[別の項目を選ぶ](#)



Q3 クーリング・オフの方法として正しいものはどれでしょう？

A ハガキに「契約を解除する旨」を書く



B 契約相手に会い、直接契約解除をお願いする



C ハガキをそのままポストに入れて出す



解説

別の項目を選ぶ

答えと解説は次のページ

クーリング・オフについて学ぶ

Q3 クーリング・オフの方法として正しいものはどれでしょう？



A 正解! ハガキに「契約を解除する旨」を書く

解説:

通知は必ず書面で行います。内容証明郵便も有効。



解説

別の項目を選ぶ

クーリング・オフについて学ぶ

Q3 クーリング・オフの方法として正しいものはどれでしょう？



B 残念! 契約相手に会い、直接契約解除をお願いする

解説:

クーリング・オフは無理由、無条件解除です。
契約相手に会う必要は全くありません。



設問へ戻る

解説

別の項目を選ぶ

クーリング・オフについて学ぶ

Q3 クーリング・オフの方法として正しいものはどれでしょう？



C 残念! ハガキをそのままポストに入れて出す

解説:

必ず証拠が残る方法で発信します。
両面コピーをとり、郵便局で簡易書留や特定記録郵便で出しましょう。



設問へ戻る

解説

別の項目を選ぶ



Q3 クーリング・オフの方法として正しいものはどれでしょう？

解説：

クーリング・オフをするには、「契約を解除する」意思を販売会社に示す必要があります。そのため期間内に必ず書面（ハガキや内容証明郵便など）で通知します。ハガキの場合は、必要事項（右図参考）を記入し両面コピーをとってから「特定記録郵便」「簡易書留」などの記録が残る方法で販売会社に送ります。クレジット契約をしている場合には、クレジット会社にも同様の通知を出します。郵便局の受領書とハガキのコピーは証拠となりますので大切に保管しましょう。（関係書類は5年間保管します。）
 ※クーリング・オフは通知を出した日に効力が発生します。相手に届いた日ではありません。

↓販売会社宛		↓クレジット会社宛	
契約解除通知書	契約解除通知書	契約解除通知書	契約解除通知書
契約年月日 ○年○月○日	契約年月日 ○年○月○日	契約年月日 ○年○月○日	契約年月日 ○年○月○日
商品名 ○○○○	商品名 ○○○○	商品名 ○○○○	商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○	契約金額 ○○○○	契約金額 ○○○○	契約金額 ○○○○
販売会社名 ○株式会社○営業所	販売会社名 ○株式会社○営業所	販売会社名 ○株式会社○営業所	販売会社名 ○株式会社○営業所
担当者 ○氏	担当者 ○氏	担当者 ○氏	担当者 ○氏
〒○○○市○○区○○丁目○番地	〒○○○市○○区○○丁目○番地	〒○○○市○○区○○丁目○番地	〒○○○市○○区○○丁目○番地
（氏） ○三 重 太郎	（氏） ○三 重 太郎	（氏） ○三 重 太郎	（氏） ○三 重 太郎

右記内容の契約は解除します。なお、支払済の
 ○正金（現金）は返金されず、返金請求はできません。
 ○正金（現金）は返金されず、返金請求はできません。

設問へ戻る

別の項目を選ぶ



Q1 クレジットカードの「クレジット」とはどういう意味でしょう？

A 安心・安全



B 情報



C 信用



D 購入



解説

次の問題

別の項目を選ぶ

答えと解説は次のページ

クレジットカード (基礎編)

Q1 クレジットカードの「クレジット」とはどういう意味でしょう?

A 残念! 安心・安全

解説:
間違いです。



設問へ戻る 解説 次の問題 別の項目を選ぶ

クレジットカード (基礎編)

Q1 クレジットカードの「クレジット」とはどういう意味でしょう?

B 残念! 情報

解説:
間違いです。



設問へ戻る 解説 次の問題 別の項目を選ぶ

クレジットカード (基礎編)

Q1 クレジットカードの「クレジット」とはどういう意味でしょう?

C 正解! 信用

解説:
信用=クレジット の意味です。正解です。




次の問題 解説 別の項目を選ぶ

クレジットカード (基礎編)

Q1 クレジットカードの「クレジット」とはどういう意味でしょう?

D 残念! 購入

解説:
間違いです。



設問へ戻る 解説 次の問題 別の項目を選ぶ



Q1 クレジットカードの「クレジット」とはどのような意味でしょう？

解説：

クレジットとは、信用をもとに「代金を立て替える」「立て替えた分は期日までに払う」という契約なのです。クレジットカードは信用を証明されたことを示すものです。



[設問へ戻る](#)

[次の問題](#)

[別の項目を選ぶ](#)



Q2

クレジットカードで買い物をしたとき、
お店にお金を支払うのは誰でしょう？

A 消費者



B 銀行



C クレジット会社



解説

次の問題

別の項目を選ぶ

答えと解説は次のページ

クレジットカード (基礎編)

Q2 クレジットカードで買い物をしたとき、お店にお金を支払うのは誰でしょう？

A 残念! 消費者

解説：
消費者は、後でクレジット会社に支払います。支払方法は消費者が自分で決めます。




設問へ戻る 解説 次の問題 別の項目を選ぶ

クレジットカード (基礎編)

Q2 クレジットカードで買い物をしたとき、お店にお金を支払うのは誰でしょう？

B 残念! 銀行

解説：
消費者の銀行口座から、クレジット会社が立て替えた分を引き落とします。




設問へ戻る 解説 次の問題 別の項目を選ぶ

クレジットカード (基礎編)

Q2 クレジットカードで買い物をしたとき、お店にお金を支払うのは誰でしょう？

C 正解! クレジット会社

解説：
クレジット会社が、お店に全額支払います。お店はクレジット会社と加盟店契約をしています。



次の問題 解説 別の項目を選ぶ



Q2

クレジットカードで買い物をしたとき、
お店にお金を支払うのは誰でしょう？

解説：

クレジットカードを利用した取引はクレジット会社、カード会員(消費者)、加盟店（お店）の三者間取引です。消費者はお店にクレジットカードを提示することで商品を受け取り、その代金はクレジット会社が消費者の代わりに全額を立て替えてお店に払います。そして消費者が、後でクレジットカード会社に支払うという仕組みです。お店はクレジット会社と加盟店契約を結んでいますので、持っているクレジットカードが使えないお店もあります。



[設問へ戻る](#)

[次の問題](#)

[別の項目を選ぶ](#)



Q3 クレジットカードの支払方法でないものはどれでしょう？

A 一括払い



B 分割払い



C キャッシング



D リボルビング払い



解説

別の項目を選ぶ

答えと解説は次のページ

クレジットカード (基礎編)

Q3 クレジットカードの支払方法でないものはどれでしょう？



A 残念! 一括払い

解説:

商品代金を全額一回で支払う方法です。



[設問へ戻る](#)

[解説](#)

[別の項目を選ぶ](#)

クレジットカード (基礎編)

Q3 クレジットカードの支払方法でないものはどれでしょう？



B 残念! 分割払い

解説:

商品代金を数回に分けて支払う方法です。
分割回数は会社によって異なります。



[設問へ戻る](#)

[解説](#)

[別の項目を選ぶ](#)

クレジットカード (基礎編)

Q3 クレジットカードの支払方法でないものはどれでしょう？



C 正解! キャッシング

解説:

キャッシングとはお金を借りることです。
支払方法ではありません。



[解説](#)

[別の項目を選ぶ](#)

クレジットカード (基礎編)

Q3 クレジットカードの支払方法でないものはどれでしょう？



D 残念! リボルビング払い

解説:

商品代金をあらかじめ毎月の支払金額を決めて支払っていく方法です。



[設問へ戻る](#)

[解説](#)

[別の項目を選ぶ](#)



Q3 クレジットカードの支払方法でないものはどれでしょう？

解説：

「一括払い」では手数料がかかりませんが、買い物の回数が増えれば支払い額も多くなります。「分割払い」は手数料がかかりますが、支払総額と支払期間を確認できます。「リボルビング払い」は買い物回数が増えても毎月の支払額は変わりませんが、支払いがいつ終わるのかわかりにくく、手数料も高くなります。



[設問へ戻る](#)

[別の項目を選ぶ](#)

クレジットカード（応用編）



Q1

クレジットカードで10万円の買い物をしました。
支払い方法を5回の分割払いにした場合、
返済総額はいくらになるでしょう？（実質年率15%元利定額払い）

A 100,000円



B 103,780円



C 107,000円



D 107,497円



解説

次の問題

別の項目を選ぶ

答えと解説は次のページ

クレジットカード (応用編)

Q1 クレジットカードで10万円の買い物をしました。支払い方法を5回の分割払いにした場合、返済総額はいくらになるでしょう？ (実質年率15%元利定額払い)

A 残念! 100,000円

解説：
一括払いの支払総額です。手数料はかかりません。



設問へ戻る 解説 次の問題 別の項目を選ぶ

クレジットカード (応用編)

Q1 クレジットカードで10万円の買い物をしました。支払い方法を5回の分割払いにした場合、返済総額はいくらになるでしょう？ (実質年率15%元利定額払い)

B 正解! 103,780円

解説：
5回の分割で払う場合の支払総額です。
(分割手数料は3.78%) 支払回数によって分割手数料が異なります。



次の問題 解説 別の項目を選ぶ

クレジットカード (応用編)

Q1 クレジットカードで10万円の買い物をしました。支払い方法を5回の分割払いにした場合、返済総額はいくらになるでしょう？ (実質年率15%元利定額払い)

C 残念! 107,000円

解説：
10回分割で払う場合の支払総額です。(分割手数料は7.00%)



設問へ戻る 解説 次の問題 別の項目を選ぶ

クレジットカード (応用編)

Q1 クレジットカードで10万円の買い物をしました。支払い方法を5回の分割払いにした場合、返済総額はいくらになるでしょう？ (実質年率15%元利定額払い)

D 残念! 107,497円

解説：
リボルビング払い (月1万円) の支払総額です。
全額返済するのに11回かかります。



設問へ戻る 解説 次の問題 別の項目を選ぶ

クレジットカード（応用編）



Q1

クレジットカードで10万円の買い物をしました。
支払い方法を5回の分割払いにした場合、
返済総額はいくらになるでしょう？（実質年率15%元利定額払い）

解説：

クレジットカードでの買い物は借金と同じです。支払いを一括払いにすると手数料はかかりませんが買い物回数によっては1回の支払額が多くなります。また、分割払いやリボルビング払いにすると手数料がかかります。特にリボルビング払いでは、月々の支払額は一定ですが、返済期間が長期化し、いつ終わるか分かりにくいというデメリットがあります。またクレジットの使い過ぎによって、新たな返済を重ねていくことで、多重債務に陥る危険性があります。商品の購入やサービスを利用する時は、まずそれが本当に自分にとって必要かどうか、クレジットカードを利用してまで購入するものかどうかよく考えましょう。



[設問へ戻る](#)

[次の問題](#)

[別の項目を選ぶ](#)



Q2 クレジットカードの利用で問題がないのはどれでしょう？

A カードを貸す



B ネットショッピングで
クレジット決済をする



C 利用明細書を見ないで
捨てる



D カードだけでたくさん
買い物をする



解説

別の項目を選ぶ


答えと解説は次のページ

クレジットカード (応用編)

Q2 クレジットカードの利用で問題がないのはどれでしょう？

A 残念! カードを貸す

解説：
クレジットカードは、本人以外には利用できません。支払請求はクレジット会社と契約した会員本人にされます。



説明へ戻る 解説 別の項目を選ぶ

クレジットカード (応用編)

Q2 クレジットカードの利用で問題がないのはどれでしょう？

B 正解! ネットショッピングでクレジット決済をする

解説：
ネットショッピングの支払いをクレジットカードで行うことは問題ありません。




解説 別の項目を選ぶ

クレジットカード (応用編)

Q2 クレジットカードの利用で問題がないのはどれでしょう？

C 残念! 利用明細書を見ないで捨てる

解説：
利用明細と、お店で渡された伝票(控え)を照らし合わせ、不正に使用されていないか、支払額はどれだけかなどしっかり確認しましょう。



説明へ戻る 解説 別の項目を選ぶ

クレジットカード (応用編)

Q2 クレジットカードの利用で問題がないのはどれでしょう？

D 残念! カードだけでたくさん買い物をする

解説：
1ヶ月に返済できる額の目安は、収入の20%までと言われています。自分が支払うことができる額内で利用するようにしましょう。



説明へ戻る 解説 別の項目を選ぶ



Q2 クレジットカードの利用で問題がないのはどれでしょう？

解説：

クレジットカードを利用する時は次のようなことに注意しましょう。

- ①他人に貸さない。クレジットカードの支払いはカードの名義人です。
- ②クレジットカードの利用明細書を確認し、身に覚えのない請求はすぐに連絡する。
- ③クレジットカード利用する時は収入や支出を考えて無理のない返済契約を立てる。
- ④紛失、盗難、スキミングにあわないよう、しっかり管理する。



設問へ戻る

別の項目を選ぶ

消費者教育Webコンテンツ検討委員

名前	所属	職名
小田 奈緒美	愛知教育大学 大学間連携共同教育推進事業	研究員
古市 太一	弁護士法人希望・さくら総合法律事務所	弁護士
岡 恵美子	三重県立伊勢工業高等学校	教諭
和田 みなみ	三重大学大学院 教育学研究科	院生
加藤 静香	三重大学大学院 教育学研究科	院生
白川 久美子	三重県消費生活センター	相談員